令和7年6月24日

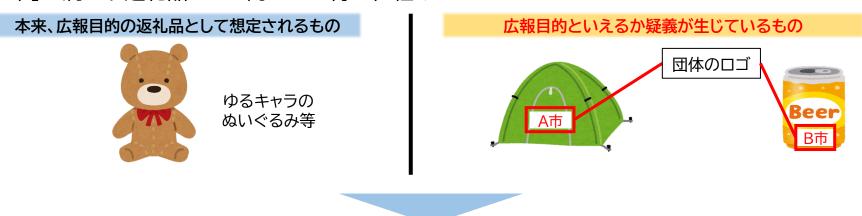
ふるさと納税の指定基準の改正等について

自治稅務局市町村稅課

# ①「広報目的基準」の明確化

### 現状

○ 区域外で製造された製品等について、市町村名等が記載されているだけで、「広報目的基準」を満たす返礼品として認められ得る仕組み



## 見直内容 | <R8指定(R8年10月)から適用>

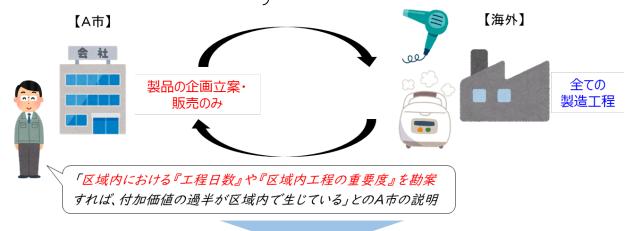
- 広報に活用されているかの判断基準として、下記のような条件を設定する (①・②の「広報の目的」には、返礼品の提供は含まない)。
  - ① 直近1年間において、地方団体が、広報の目的で自ら調達・配布・販売を行った実績があり、 かつ、指定対象期間における返礼品提供数がその配布・販売の実績数量を超えないこと。
  - ② 指定対象期間において、地方団体が、当該対象品目を広報の目的で自ら調達・配布・販売する計画を定めていること。

# ②「付加価値基準」における算出方法の明確化等

#### 現状

- 製品等の返礼品は、区域内で「相応(過半)の付加価値が生じている」ことを要件。
- 付加価値の算出方法は地方団体により様々となっているための以下のような課題あり。
  - ・ 同じ製品等について複数の団体が自らの地場産品と主張できる
  - ・ 真に区域内で付加価値の過半が生じている地場産品か疑義のある事例あり

疑義のある付加価値算出方法の例



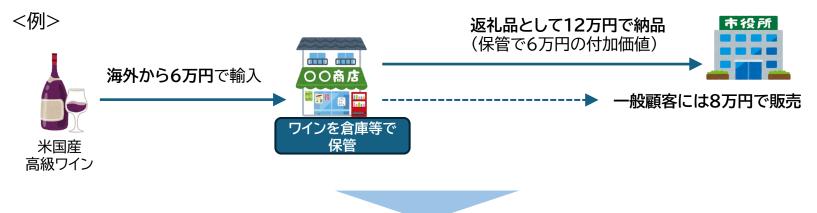
## 見直内容 J < R8指定(R8年10月)から適用>

- 付加価値割合の算出方法について、価格に基づく算出を原則とする。
- 製造・加工品等の返礼品について、当該返礼品の製造等を行う者が価値の過半が区域内で生 じたことを証明するとともに、返礼品提供開始日までに地方団体がその証明事項を一覧で公表。

# ③ 返礼品等の調達費用の妥当性確保

### 現状

○ 返礼品等の確認事務において、地方団体による返礼品等の調達費用について、返礼品取扱 事業者等が一般に販売する小売価格に比べ相当程度高額なケースがあることが確認された。



## 見直内容 < R8指定(R8年10月)から適用>

- ○「付加価値基準」に基づく返礼品については、当該返礼品の製造等を行う者による「価値 の過半が区域内で生じた」ことの証明に加え、一般販売価格も併せて証明書に記載するこ ととし、それらの内容を公表。
- 併せて、返礼品等の調達費用について、「合理的な理由なく、一般販売価格より高額で調達することがないようにすること」を別途通知予定。

# ④ 募集費用の透明性の向上

### 現状

○ ふるさと納税の規模拡大に伴い、返礼品調達費用やポータルサイト事業者等への手数料な ど、ふるさと納税の募集に要する費用も5千億円を超える規模となっている。

参議院・総務委員会の委員会決議(R7.3.31)

「ポータルサイトの運営事業者に対して地方公共団体が支払う手数料等の募集に要する費用が増加していることに鑑み、制度の趣旨をゆがめる不適切な運用などがないか調査すること」

## 見直内容 < R7年度の募集費用(R8年9月に公表)から適用>

○ 更なる透明化を促進するため、地方団体が、「1支払先あたり100万円以上」の募集費用について、その支払先・支払額・支払目的を公表。

#### <公表様式>

支払先		支払額(千円)及び支払目的							
氏名 名称	住所 所在地	調達	送付	広報	決済	事務	その他	合計	備考
A社	○○県○○市・・・	ΔΔ	ΔΔ		ΔΔ			ΔΔ	
								寄附受入総額	
募集に要した金額(総額)		ΔΔ	ΔΔ	ΔΔ	ΔΔ	ΔΔ	ΔΔ	ΔΔ	ΔΔ

<sup>※</sup> 支払先が個人であるときは、公表について当該個人の同意がある場合を除き、当該個人の氏名及び住所に代えて、これらを公表しない旨を 記載すること。

<sup>※</sup> 備考欄には、支払額及び支払目的を補足するために必要と考えられる事項(契約条件等)を記載することができる。

# 5 返礼品確認事務の効率化

### 現状

- 返礼品等の確認件数は約100万件(R6年度指定時)を超えている。
- 一部の地方団体等からは確認事務の効率化・簡素化に係る要望が挙がっている。
- 現行制度上、総務大臣が指定に関し支障がないと認める団体については、確認事務に必要 な書類の一部を提出不要とすることを可能とする省令規定があるが、現状、適用していない。

# 見直内容 <R8指定(R8年10月)から適用> 通知発出による対応

- 地方団体の事務負担軽減・返礼品提供の円滑化のため、R7返礼品の事前確認において基準 不適合等がなかった団体(R6年度約1,200団体)について、R8指定手続から一部書類の提出 を省略(返礼品の事前確認を行わない)。
- 返礼品等の基準適合性を確認するため、総務省において、一部団体を抽出調査するほか、基準適合性に疑いのある返礼品等に係る「通報窓口」を設置。